

新型コロナウイルス感染症の対策のため医療提供体制への支援を求める意見書

新型コロナウイルスは、強い感染力を持つ新たなタイプのウイルスである。国内では、4月以降に大阪府を中心として新規感染者が急拡大し、第4波と呼ばれる時期に直面しており、4月25日には4都府県に緊急事態宣言が発令された。

奈良県下においても、4月25日から奈良市が飲食店に午後8時までの営業時間短縮を要請したのにつづき、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、王寺町なども同様の要請を実施し、奈良県による追加支給分と合わせて1日当たり2万円から6万円の協力金を支給しているところである。これらの措置は、新型コロナウイルスの感染抑止対策として4月27日に発表された奈良県独自の「緊急対応措置」に基づいているが、飲食店をはじめとした業界は、自粛や時短・休業要請を繰り返し受けており、協力金が助成されているとはいえ、甚だ十分ではなく、苦しみに喘いでいる。

これまでの国の施策では、感染が広がれば人流を抑制することが繰り返され、新型コロナウイルス感染症の拡大により医療が逼迫し、今まさに医療崩壊が目の前に迫っている状況に対して、十分な対策を講じてきたとは言いがたい。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大という危機と有事に際して、国民の命と財産、暮らしと経済を守るため、以下の施策や措置について、早急に実施することを強く求めるものである。

記

1. 医療崩壊を脱するために次の施策と措置を講ずること。
 - (1) 十分な財政的支援を含め、医療逼迫地域における医師や看護師の確保を国が主導すること。
 - (2) 感染が落ち着いている地域への患者の地域間搬送を可能とすること。
 - (3) 多くの医療機関が携わりやすくするために新型コロナウイルス感染症の法的位置づけの見直しを早急に検討し、入院勧告や外出自粛といった措置を、より実態に応じた形で実効的に実施できるようにすること。
2. ワクチン接種を急拡大するための必要な措置を講ずること。
 - (1) 現在進められているワクチンの接種については、十分な量のワクチンの確保とともに、接種の担い手不足解消のため、特例措置の検討など、できる限り早く多くの国民が接種を受けることができるよう、実施体制の積極的な確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

橿原市議会

《送付先》衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
ワクチン担当大臣